

回 (年度)	問 題
第71回 (令和 3年)	<p>問1 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。</p> <p>[設例]</p> <p>甲（日本国籍有）は、平成19年6月から令和3年5月までの間、米国に住所を有していたが、令和3年6月から東京都に住所を有している。</p> <p>甲が、令和3年中に贈与により取得した財産は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年4月に、父から米国国債（評価額1,000万円）と東京都内に所在する土地（評価額2,000万円）の贈与を受けた。なお、父は、米国に住所を有し、当該贈与の前10年以内において日本国内に住所を有したことがない者である。 2 令和3年7月に、父から米国に本店が所在する会社の株式（評価額500万円）の贈与を受けた。 3 令和3年9月に、祖父から現金1,000万円（日本国内の金融機関の祖父名義の預金から出金されたもの）の贈与を受けた。なお、祖父は日本国内に住所を有している。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相続税法における住所の意義について説明しなさい。 (2) 甲の令和3年分の贈与税の課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。 <p>問2 次の設例に基づき、以下の間に答えなさい。</p> <p>[設例]</p> <p>令和3年4月に個人A（居住者）は、自らが理事長を務める持分の定めのないB法人（国内法人）に対し事業資金として1億2千万円の贈与を行った。</p> <p>同月、B法人は、当該資金を原資に長年B法人の理事を務める個人CからD土地を購入した。D土地をB法人が購入した時における時価は5,000万円、購入対価は1億円であった。この購入対価は、時価に照らして不相当に高額であり、B法人はCに対して特別の利益を与えていると認められる。</p> <p>[問]</p> <p>Aの行った事業資金の贈与に関し、どのような贈与税の課税関係が考えられるか、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。</p>